

須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会設置要綱

(目的)

第1 社会的な問題となっている孤独や孤立について、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを進めるため、行政と関係機関が連携し、総合的・包括的な取り組みを検討するためのプラットフォームとして、須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討をする。

- (1) 孤独・孤立対策に関する取組に関すること
- (2) 孤立・孤独対策に関する関係部局等の連携に関すること
- (3) その他孤独・孤立の関する対策の推進のために必要な事項

(構成)

第3 協議会は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 第1項に掲げるもののほか、必要と認める者

(会長等)

第4 協議会の会長は、健康福祉部長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、事務局長がその職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会に関する庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	所 属	職 名	備 考
1		健康福祉部長	会 長
2	総務部	総務課長	
3		政策推進課長	
4	健康福祉部	高齢者福祉課長	
5		健康づくり課長	
6	市民環境部	市民課長	
7	社会共創部	人権同和・男女共同参画課長	
8	産業振興部	産業連携開発課長	
9	教育委員会	学校教育課長	
10		子ども課長	
11	関係団体	須坂市社会福祉協議会事務局長	
12		須坂市生活就労支援センター所長	
13		須高地域総合支援センター所長	
14	学識経験者	民生委員（主任児童委員部会長）	
15		民生委員（高齢者福祉部会長）	
16		(株)ドリームシード	
17		長野人権擁護委員協議会須高支部 人権擁護委員	
	事務局	福祉課長	事務局長
		福祉課庶務係	
		福祉課保護支援係	